

水戸市 男女平等参画推進 基本計画

第2次

認めあい 助けあい 一人一人が輝く
男女平等参画のまち・みと



はじめに



女性と男性が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女平等参画社会の実現は、すべての市民の願いです。

本市では、平成13年度に制定された「水戸市男女平等参画基本条例」に基づき、平成16年度から平成26年度までの11年間の計画期間とした「水戸市男女平等参画推進基本計画」を策定し、男女平等参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

しかしながら、急激な少子高齢化の進展、ライフスタイルの多様化など、社会を取り巻く環境は大きく変動しており、「女性の活躍推進」や「ワーク・ライフ・バランスの実現」など、新たな施策を進めていくことが求められています。

そこで、これまでの成果を踏まえつつ、「認めあい 助けあい 一人一人が輝く 男女平等参画のまち・みと」を目指し、市民、事業者、市の役割及び主な取組を示した「水戸市男女平等参画推進基本計画（第2次）」を策定いたしました。

男女平等参画による豊かで活力ある地域社会を築き上げていくため本計画を推進してまいりますので、市民の皆様及び事業者の皆様には、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、水戸市男女平等参画推進委員会の委員の皆様には、慎重なご審議をいただくとともに、多くの市民の皆様から貴重なご意見をいただきましたことに、心から感謝を申し上げます。

平成27年 6 月

水戸市長 高橋 靖

目 次

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の進行管理	3
5 計画策定の背景	4

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	7
2 目指す姿	8
3 基本方針	9
4 計画の体系	10

第3章 施策の展開

I 多様性を認めあい、互いの人権が尊重されるまちの実現	13
基本施策① 市民一人一人の意識の醸成	15
基本施策② 男女間の暴力の根絶に向けた取組の推進	18
基本施策③ 互いの性への理解と健康づくりの推進	20
II 生涯を通じて、いきいきとはたらくことができるまちの実現	22
基本施策① はたらく場における男女平等参画の推進	23
基本施策② ワーク・ライフ・バランスの推進	26
基本施策③ 女性の就業支援	29
III あらゆる分野で力をあわせ、みんなでとにつくるまちの実現	31
基本施策① 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	32
基本施策② 魅力・活力あるまちづくりへの男女平等参画の推進	34
基本施策③ 市民ネットワークの充実	35
目標指標一覧	37

付属資料	39
------	----

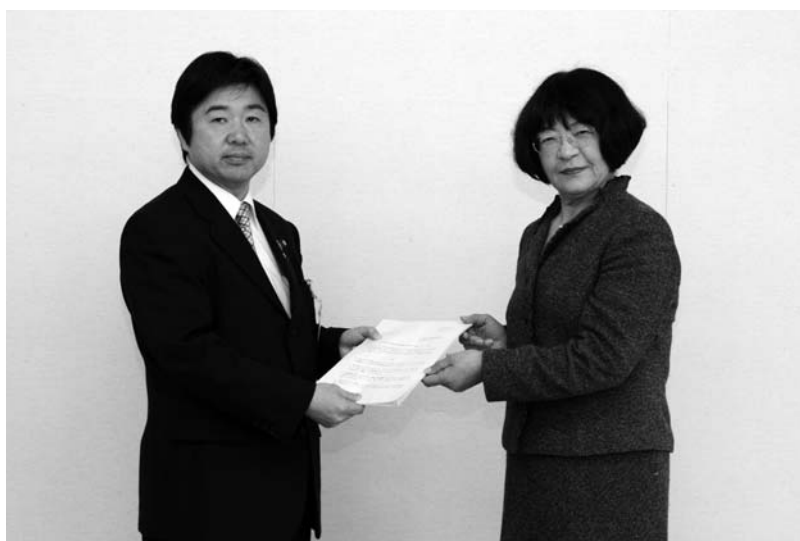
第1章 計画の基本的事項

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

本市では、1995（平成7）年度に「平等・創造・平和」を基本理念とする「水戸市女性行動計画」を策定し、1996（平成8）年度に「男女共同参画都市」を宣言しました。2001（平成13）年度に、「水戸市男女平等参画基本条例」を制定し、この条例に基づいた「水戸市男女平等参画推進基本計画」を2004（平成16）年度に策定、全庁的に多岐にわたる施策に取り組んできました。また、国においては、国民生活の変化・多様化に伴い男女平等参画に関する法令及び制度の整備が進められてきましたが、前基本計画の策定から10年が経過する中で、新たな課題として、仕事と生活が調和したライフスタイルの確立や増加するドメスティック・バイオレンス（以下DV）等の性暴力による人権侵害への対応などが求められています。また、男女平等参画に関する市民意識調査の結果では、「社会全体においては、男性が優遇されていると思う」との回答が7割を超えており、意識の上での不平等感を解消するための取組も十分とは言えません。

豊かで活力ある地域社会を築き上げていくためには、性別を問わず、自らの意思で社会のあらゆる分野に参画し、個性と能力を十分に発揮できる男女平等参画社会の実現が不可欠です。そこで、前基本計画に位置づけられている施策やこれまでの取組を踏まえて、市民意識及び社会環境の変化などに対応し、一層の男女平等参画を推進していくため、水戸市男女平等参画推進基本計画（第2次）を策定するものです。



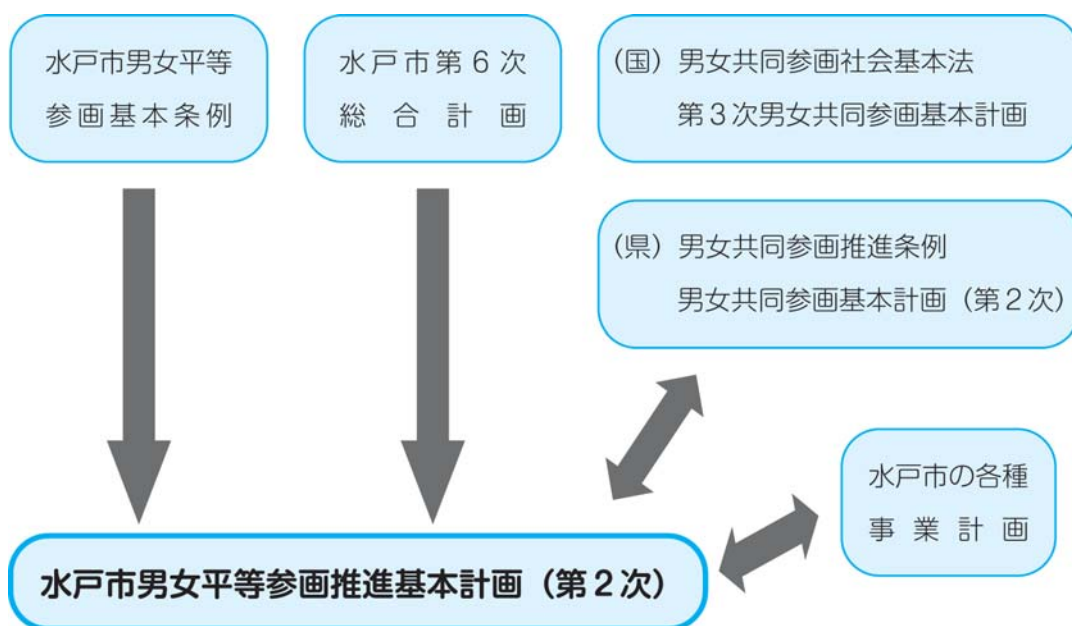
酒井はるみ委員会会長から、高橋靖水戸市長へ答申
平成26年度第3回水戸市男女平等参画推進委員会にて

第1章 計画の基本的事項

2 計画の位置づけ

2 計画の位置づけ

- (1) この計画は、水戸市男女平等参画基本条例において市が行う基本的施策として、第9条に規定する「男女平等参画の推進のための基本計画」として策定するものです。
- (2) この計画は、水戸市第6次総合計画を踏まえ、より具体的な内容について定めた個別計画です。また、関連する本市の各種事業計画等との整合を図っています。
- (3) この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定による「市町村男女共同参画計画」として策定し、国の男女共同参画社会基本法及び第3次男女共同参画基本計画、県の男女共同参画推進条例及び男女共同参画基本計画（第2次）との整合を図っています。
- (4) この計画は、市民の声を反映させるために、水戸市男女平等参画推進委員会からの提言、男女平等参画に関する市民意識調査及び意見公募手続の実施により市民参加の手法を取り入れ、市民と行政との協働により策定するものです。





3 計画の期間

新たな計画の期間は、2015（平成27）年度から2019（平成31）年度までの5か年とします。

ただし、計画の進捗状況や社会環境の変化に応じて、期間中においても必要に応じて見直しを行うものとします。

4 計画の進行管理

計画の進行管理を適切に行うため、毎年、市において施策の実施状況の調査を行います。また、水戸市男女平等参画推進委員会において施策の実施状況をチェックするとともに、市議会に報告し、市民に公表することにより、行政と市民が一体となって計画の進行管理にあたります。

第1章 計画の基本的事項

5 計画策定の背景

5 計画策定の背景

1 世界・日本・茨城県の動向

1975（昭和50）年 【世界】

国際連合（以下「国連」）は、この年を「国際婦人年」と定め、第1回世界女性会議を開催。翌年から1985（昭和60）年を「国連婦人の10年」としました。

1979（昭和54）年 【世界】

国連は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下「女子差別撤廃条約」）」を採択し、翌年、第2回世界女性会議において57か国が署名しました。

1985（昭和60）年 【日本】

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」）」等の国内法の整備を進め、女子差別撤廃条約を批准しました。

1995（平成7）年 【世界】

国連は、世界女性会議を北京で開催、「北京宣言」及び「行動綱領」を採択しました。

1999（平成11）年 【日本】

「男女共同参画社会基本法」を制定しました。

2001（平成13）年 【茨城県】

「茨城県男女共同参画推進条例」を制定しました。

2005（平成17）年 【茨城県】

拠点施設「女性プラザ男女共同参画支援室」を開設しました。

2007（平成19）年 【日本】

官民トップ会議において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定しました。

2012（平成24）年 【日本】

女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議において、「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画を策定しました。



2 水戸市の取組

1987（昭和62）年

市民による「婦人問題懇話会」を設置し、翌年、「水戸市婦人行政推進計画」を策定しました。

1995（平成7）年

「平等・創造・平和」の基本理念を定め、2003（平成15）年度までを計画期間とする「水戸市女性行動計画」を策定しました。

1998（平成8）年

「男女共同参画都市」を議会の議決を経て宣言しました。

2001（平成13）年

3月、議員提案による「水戸市男女平等参画基本条例」が全会一致で可決され、9月「日本女性会議2001みと」開催に合わせて施行されました。

拠点施設「水戸市男女文化センターびよんど」を開館しました。

2004（平成16）年

「水戸市男女平等参画推進基本計画」を策定しました。

「全国男女共同参画宣言都市サミットinみと」を開催しました。

2015（平成27）年

市民意識及び社会環境の変化などに対応し、一層の男女平等参画を推進していくために、「水戸市男女平等参画推進基本計画（第2次）」を策定しました。

第2章 計画の基本的な考え方

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「水戸市男女平等参画基本条例」を踏まえ、本計画の基本理念を次のとおり定めます。

(1) 性別による差別の根絶と人権の尊重

男女の性別を理由にした差別をなくし、乳幼児から高齢者に至る一人一人の個性や尊厳が守られるために、男女の人権が尊重されること。

(2) 多様な生き方を選択する権利の確立

家族形態、就労形態などが多様化している中で、誰もが自らの意思と責任において、自らの生き方を選び決められること。

(3) 性と生殖に関する健康と権利の尊重

妊娠や出産、避妊、月経、生殖医療などにおいて負担の大きい女性の心身の健康が配慮され、性と生殖に関する健康と権利が、圧力をうけることなく、大切に守られ尊重されること。

(4) あらゆる場や分野での男女平等参画

男女が家庭、学校、地域、職場などのあらゆる場での活動において、また、福祉、教育、防災、環境、科学などのあらゆる分野での取組において、能力を発揮する機会が確保され、平等に参画することができること。

(5) 政策、方針や計画の決定過程への平等な参画

男女が等しく利益を享受することができ、ともに責任を担うために、政策、方針及び計画の立案から決定まで、平等な立場で主体的に関わるための機会が確保されること。

(6) 国際的協調を踏まえた多様な価値観の創造と形成

国際社会の一員として、多様な文化・価値観を持った人々との相互理解を深めながら、国際的協調の進展を踏まえ、国際的な水準に達成するように努力すること。

第2章 計画の基本的な考え方

2 目指す姿

2 目指す姿

水戸市男女平等参画基本条例では、男女平等参画を「男女が社会の平等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が対等に社会的、政治的、経済的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことができることをいう。」と定義しています。

急速に進む時代の変化を的確にとらえ、豊かで活力ある地域社会を築き上げていくためには、地域に住む女性や男性が、性別を問わず、その個性と能力を十分に発揮できる男女平等参画社会の実現が不可欠です。

そこで、市民一人一人が、男女の違いを認めあい、助けあいながら、男女の性別に関わらず、いきいきと輝くことができる男女平等参画社会の実現を目指します。

目 指 す 姿

認めあい 助けあい 一人一人が輝く

男女平等参画のまち・みと

3 基本方針

「目指す姿」の実現に向け、3つの基本方針を掲げて、様々な施策に取り組みます。

【基本方針1】

“多様性を認めあい、互いの人権が尊重されるまち”を目指します

人種、年齢、ハンディキャップの有無、あるいは価値観、生き方、考え方の違いなど、多様な人たちが集まり社会はできています。そうした違いを認めあいともに支えあう、多様性を受け入れた社会が求められている中で、互いに尊重しあうことのできる男女平等参画社会の実現を目指します。

また、社会問題となっているDVやストーカー行為などの男女間の暴力やハラスメント（嫌がらせ）による人権侵害の根絶を目指します。

【基本方針2】

“生涯を通じて、いきいきとはたらくことができるまち”を目指します

女性の活躍による経済社会の活性化が期待されている中で、性別を問わず、家事・育児・介護などを担いながら、各々が継続的に働くことのできる環境づくりを推進します。

さらに、経済的基盤を得るための「働く」ことに限らず、家庭内での家事・育児・介護や地域コミュニティ活動、ボランティア活動などを含めて「はたらく」こととしてとらえ、男女がそれぞれの個性と能力を発揮し、誰もが生涯を通じて人や社会とつながりながら、いきいきと「はたらく」ことができる社会を目指します。

【基本方針3】

“あらゆる分野で力をあわせ、みんなでとものつくるまち”を目指します

東日本大震災での経験から、男女のニーズの違いに配慮し、女性の視点を反映した防災計画の策定や国・自治体の防災会議への女性の登用が積極的に行われています。また、女性の就業率の高い看護師や保育士などの職業に就く男性が増加しており、男性の就業意識に変化が見られます。

このように、男女が様々な分野に参画することにより、新しい発想や成果が得られることが期待されています。そこで、男女それぞれの視点をいかすためにも、あらゆる分野への男女平等参画を推進します。

そして、市民・事業者・行政が、それぞれの立場で知恵をしばり行動をおこす中で、様々な形での「協働」を一層推進し、男女平等参画社会の実現を目指します。

第2章 計画の基本的な考え方

4 計画の体系

4 計画の体系

基本理念

(1) 性別による差別の根絶と
人権の尊重

(2) 多様な生き方を選択する
権利の確立

(3) 性と生殖に関する健康と
権利の尊重

(4) あらゆる場や分野での
男女平等参画

(5) 政策、方針や計画の決定
過程への平等な参画

(6) 国際的協調を踏まえた
多様な価値観の創造と形成

目指す姿

認めあい 助けあい
一人一人が輝く
男女平等参画のまち・みと



基本方針

基本施策

【基本方針1】

“多様性を認めあい、
互いの人権が尊重されるまち”
を目指します

① 市民一人一人の意識の醸成

② 男女間の暴力の根絶に向けた取組の推進

③ 互いの性への理解と健康づくりの推進

基本施策に共通する重要な視点

「女性の力」が十分に発揮される社会づくり
子ども・若者、男性への男女平等参画意識づくり

【基本方針2】

“生涯を通じて、いきいきと
はたらくことができるまち”
を目指します

① はたらく場における男女平等参画の推進

② ワーク・ライフ・バランスの推進

③ 女性の就業支援

基本施策に共通する重要な視点

女性の活躍による地域経済の活性化
男性の家庭・地域参画の促進

【基本方針3】

“あらゆる分野で力をあわせ、
みんなでもにつくるまち”
を目指します

① 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

② 魅力・活力あるまちづくりへの男女平等参画の推進

③ 市民ネットワークの充実

基本施策に共通する重要な視点

市民協働による男女平等参画
国際協調を踏まえた男女平等参画

第3章 施策の展開



第3章 施策の展開

I 多様性を認めあい、互いの人権が尊重されるまちの実現

基本施策に共通する重要な視点

基本施策の推進にあたっては、次の視点を踏まえながら具体的事業に取り組みます。

「女性の力」が十分に発揮される社会づくり

日本国憲法では、基本的人権と法の下での平等がうたわれています。男女がともに個性と能力を発揮する機会が確保され、人権が尊重されることは、男女平等参画社会の前提となるものです。

しかしながら、男女平等参画に関する市民意識調査から、未だ男女が不平等と感じている市民が多いこと、また、男性が優遇されていると思われる分野が多いことが分かりました。これまで男性が優遇されていた分野については、積極的に女性の参画を促進する必要があります。

そこで、男女平等参画社会の実現に向けては、これまで潜在的であった「女性の力」が十分に発揮され、女性が積極的に活躍することができる社会づくりが重要です。

子ども・若者、男性への男女平等参画意識づくり

デートDVなどの男女平等参画を阻害するトラブルが若年層でも起きていることが、社会的にも認知されるようになりました。また、子どもの頃から人権の尊重と男女平等の意識を育み、男女に関わらず個性と能力を発揮できる生き方を選択するなど、将来を見通した自己形成を図るために、これからの時代を担う子ども・若者への男女平等参画の意識づくりが大切です。

また、男女平等参画の施策は、女性のための取組、女性への働きかけなど、女性を対象としたものと考えられる傾向にあります。男女平等参画社会は、女性だけでなく男性にとってもより暮らしやすい社会であることの理解が深まるように、男性への男女平等参画の意識づくりが大切です。

第3章 施策の展開

I 多様性を認めあい、互いの人権が尊重されるまちの実現

基本施策の方向性

男女平等参画社会の実現に向けての第一歩として、男女の違いを認めあい、ともに支えあいながら、一人一人の個性や尊厳が守られ人権が尊重される社会づくりを推進します。

基本施策① 市民一人一人の意識の醸成

市民一人一人が、人権の尊重及び男女平等参画への理解を深め、それらに基づく考え方や行動が自然に身につくように、男女平等参画意識の浸透と高揚を図ります。

基本施策② 男女間の暴力の根絶に向けた取組の推進

人権の尊重及び男女平等参画を阻害する原因のなかでも、男女間の暴力は特に重大なことから、DVやセクシュアル・ハラスメントなどの男女間の暴力の根絶を目指します。

基本施策③ 互いの性への理解と健康づくりの推進

男女の違いを認めあい、互いを尊重する意識を育むうえで、男女の身体づくりの違いに配慮した相手を思いやる心が大切なことから、男女の性への正しい理解を深めるための取組を行います。

基本施策① 市民一人一人の意識の醸成

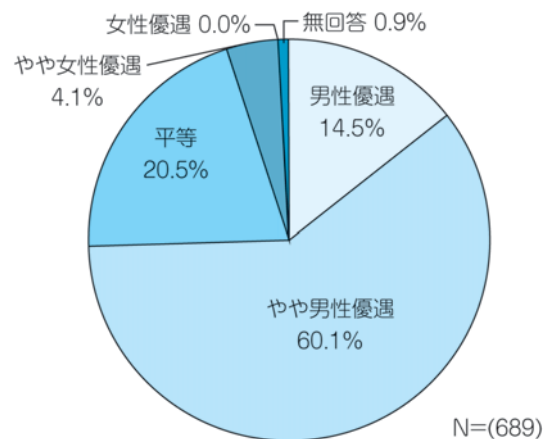
●現状と課題

本市では、男女平等参画基本条例の制定や基本計画に基づく施策の推進など、様々な事業に取り組んできましたが、男女平等参画に関する市民意識調査によると、社会全体において「男女が平等」と回答した市民の割合は2割程度でした。また、「水戸市男女平等参画基本条例」について知っているという割合は1割程度にとどまるなど、一層の取組が必要です。

男女平等参画社会を実現するためには、誰もが男女平等参画を当然のこととして認識、行動し、それが社会全体に広がっていく必要があります。そこで、市民一人一人の「男女平等参画社会を実現しよう」という意識や行動を育み、市全体に根付かせていくための取組が求められます。

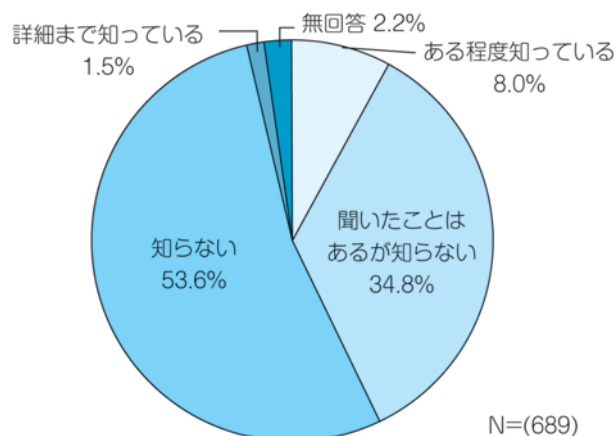
図ー1 社会全体での平等感

(資料：男女平等参画に関する市民意識調査)



図ー2 水戸市男女平等参画基本条例の認知度

(資料：男女平等参画に関する市民意識調査)



第3章 施策の展開

I 多様性を認めあい、互いの人権が尊重されるまちの実現

● 目標指標

・ 社会全体における男女平等意識について「平等」と感じている市民の割合
現況（2013年度）20.5% → 目標値（2019年度）30%

・ 水戸市男女平等参画基本条例について知っている市民の割合
現況（2013年度）9.5% → 目標値（2019年度）44%

・ 男女平等参画に関する講座等の参加者数
現況（2013年度）1,199人 → 目標値（2019年度）1,450人

● 市民・事業者・市の役割と主な取組

■ 市民の役割

- ・ 男女平等参画について正しく理解し、その実現に向けて行動しましょう。
- ・ 性別に関わらず多様性を認めあい、互いの人権を尊重しましょう。

■ 事業者の役割

- ・ 職場での男女平等参画について、従業員への周知に取り組みましょう。
- ・ 多様な人材をいかしながら、従業員が個性と能力を十分に発揮することができる環境と雰囲気づくりに取り組みましょう。

■ 市の役割

- ・ 社会全体に、男女の人権の尊重と男女平等参画の意識が浸透するように、あらゆる機会をとらえ広報、周知に取り組みます。
- ・ 子どもの頃から、しっかりとした男女平等参画意識を育むため、学校教育における男女平等参画を推進します。

第3章 施策の展開

I 多様性を認めあい、互いの人権が尊重されるまちの実現

[主な取組]

	主 な 取 組	具 体 的 事 業	事 業 主 体
1	男女平等参画に関する広報啓発と情報・学習機会の充実	男女平等参画に関する学習の促進	市，市民，各種団体※1
		男女平等参画基本条例の普及・啓発	市
		男女平等参画推進月間事業の促進	市，市民，各種団体
		男女平等参画に関する広報啓発の充実	市，各種団体
		男女平等参画に関する図書，資料，情報の収集と提供	市
2	男女平等参画に関する情報の収集と分析	男女平等参画に関する市民意識調査等の実施	市
3	相談体制の充実	男女平等参画を阻害する相談の実施	市
		人権相談の実施	市，関係機関※2
		DV相談・支援体制の充実	市，各種団体，関係機関
4	学校教育における男女平等参画の推進	男女平等参画に関する道德教育の充実	市
		性教育の充実	市
		特別活動の充実	市
		教職員への男女平等参画に関する研修の充実	市
		学校運営における男女平等参画の推進	市
		教育相談の充実	市
		性別にとらわれないキャリア教育の推進	市
5	従業者等の人材育成	職場での男女平等参画に関する研修の充実	市，事業者

※1 各種団体…市民が主体的に組織し活動する団体等，

※2 関係機関…公共性のある機関・組織等

第3章 施策の展開

I 多様性を認めあい、互いの人権が尊重されるまちの実現

基本施策② 男女間の暴力の根絶に向けた取組の推進

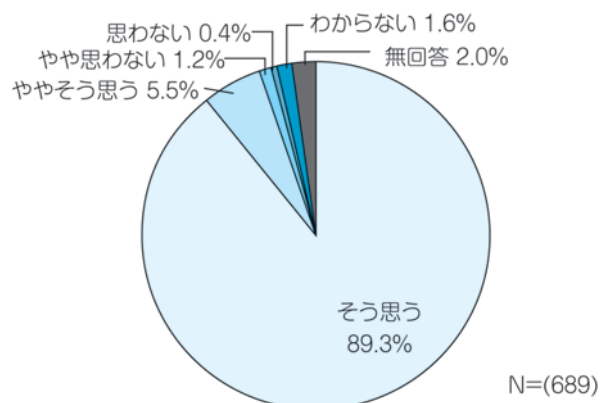
●現状と課題

男女平等参画に関する市民意識調査において、約95%の市民が「DVは人権を侵害する行為である」と認識しているとおり、DVは人の尊厳を踏みにじる重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為です。こうしたDVだけでなく、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの男女間の暴力は、男女平等参画を阻害する問題であり根絶しなければなりません。

男女間の暴力を根絶するために、市民一人一人が互いの人権を尊重し、暴力による人権侵害を許さないという意識を共有するとともに、身近な問題として正しく理解することが必要です。

本市では、DV等による被害女性の相談先として子ども課に「女性相談」窓口を設置し、ケースワーカー及び相談員による相談・助言を行っています。被害者への適切な支援を迅速に実施するために、警察等の公的な関係機関だけでなく民間支援団体等との連携の強化も重要になっています。

図ー1 DVについての考え方「DVは人権侵害行為である」(資料：男女平等参画に関する市民意識調査)



●目標指標

- ・市のDV相談窓口を知っている市民の割合

現況（2013年度）35.7% → 目標値（2019年度）50%

- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律を知っている市民の割合

現況（2013年度）25.4% → 目標値（2019年度）73%

- ・市内事業者でのセクシュアル・ハラスメント防止方針と相談窓口を設置している割合

現況（2013年度）63.2% → 目標値（2019年度）80%



● 市民・事業者・市の役割と主な取組

■ 市民の役割

- ・男女間の暴力による人権侵害について正しく理解し、そうした行為を根絶するという強い意志を持ちましょう。
- ・暴力等の被害にあったときは、一人で抱え込まずに相談機関等を積極的に利用するなど、人権侵害について正しく対応する知識や行動力を身につけましょう。

■ 事業者の役割

- ・職場でのセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントについて正しく理解し、防止方針の策定や相談窓口の設置などにより、ハラスメントのない職場づくりに取り組みましょう。

■ 市の役割

- ・男女間の暴力を根絶するための意識啓発及び情報提供を行うとともに、相談体制の充実を図ります。
- ・将来にわたって男女間の暴力が根絶されるように、若年層への意識づくりに取り組みます。

【主な取組】

	主 な 取 組	具体的事業	事業主体
1	DVの根絶	相談・支援体制の充実（再掲）	市，各種団体，関係機関
		公的機関・民間団体等との連携の強化	市，各種団体，関係機関
		DV対策基本計画の策定・推進	市，市民
		DVの根絶に向けた学習の促進	市，市民，各種団体
		DVの根絶に向けた広報啓発及び情報提供	市，各種団体
		DV被害・虐待がある児童への支援の充実	市，各種団体，関係機関
		新規 若年層へのデートDVに関する啓発の推進	市，各種団体，関係機関
2	セクシュアル・ハラスメント等防止対策の推進	セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する広報啓発及び情報提供	市，事業者
		セクシュアル・ハラスメント等のない職場環境づくり	市，市民，事業者
		新規 事業者への防止方針策定や相談窓口設置への働きかけ	市

第3章 施策の展開

I 多様性を認めあい、互いの人権が尊重されるまちの実現

基本施策③ 互いの性への理解と健康づくりの推進

●現状と課題

男女の身体づくりの違いや特徴について正しく理解し、思いやりやいたわりの気持ちで互いの健康を尊重しあうことが、男女平等参画社会を実現するうえで大切です。いきいきと健康的な生活を送るために、男女の精神的・身体的な特徴を踏まえたうえで、生涯の段階にあわせた心身の健康保持・増進のための活動が必要です。

また、本市では、健康で安心な妊娠、出産ができるよう、医療機関との連携のもと、妊産婦保健指導など、妊産婦支援の充実に努めています。また、不妊治療費の助成をはじめ、不妊に悩む市民への支援を進めていますが、安心して子どもを産むことができる環境づくりを社会全体で推進する必要があります。

●目標指標

- ・20歳以上の女性を対象にした子宮がん検診の受診者数

現況（2013年度）5,108人 → 目標値（2019年度）6,400人

- ・30歳以上の女性を対象にした乳がん検診の受診者数

現況（2013年度）4,490人 → 目標値（2019年度）5,000人

- ・50歳以上の男性を対象にした前立腺がん検診の受診者数

現況（2013年度）4,304人 → 目標値（2019年度）5,700人

- ・妊婦健康診査の受診者数

現況（2013年度）30,157人（延人数）→ 目標値（2019年度）対象者がすべて受診

●市民・事業者・市の役割と主な取組

■市民の役割

- ・男女の心身の健康への配慮について正しく理解し、性別や年齢に応じた心と体の健康づくりに主体的に取り組ましましょう。
- ・妊娠、出産について正しく理解し、安心して子どもを産むことができる環境づくりに取り組みましょう。
- ・性や生命の大切さについて正しく理解し、悩みや問題があれば、一人で抱えこまずに相談機関等を積極的に利用しましょう。



■事業者の役割

- ・従業員の心と体の健康づくりを支援しましょう。
- ・従業員やその家族の妊娠、出産について理解を示し、安心して子どもを産むことができる環境づくりを支援しましょう。

■市の役割

- ・男女の心身の違いを理解し尊重しあうために、性や健康に関する正しい知識の普及に努めます。
- ・性別や年齢に応じた心身の健康づくりに主体的に取り組むことができるように支援します。
- ・健康で安心な妊娠と出産、母性の尊重と保護に向けた支援体制の充実に図ります。

【主な取組】

	主 な 取 組	具体的事業	事業主体
1	性と生殖に関する健康と権利の確立	性と生殖に関する権利に関する学習の促進	市，市民，関係機関
		思春期の性に関する相談と学習機会の充実	市，関係機関
		小中学生を対象にした性教育の充実（再掲）	市
2	性別に応じた健康支援	女性，男性特有のがん検診の実施	市，関係機関
		骨粗しょう症検診事業の実施	市，関係機関
3	妊娠・出産等に関する健康支援の充実	妊産婦健康診査・保健指導の充実	市，関係機関
		妊産婦医療費の支給	市
		働く女性の母性健康管理の啓発	市，関係機関
		不妊治療への助成金等の支援	市

第3章 施策の展開

Ⅱ 生涯を通じて、いきいきとはたらくことができるまちの実現

Ⅱ 生涯を通じて、いきいきとはたらくことができるまちの実現

基本施策に共通する重要な視点

基本施策の推進にあたっては、次の視点を踏まえながら具体的事業に取り組みます。

女性の活躍による地域経済の活性化

市場のグローバル化や消費者ニーズの多様化が進む中で、女性はその個性と能力を十分に発揮することによって、新たな価値を創造することが期待されています。

また、少子高齢化により労働力人口の減少が見込まれる中で、多様な人材の活用が経済社会の活性化にとって不可欠であり、経済の牽引者^{けんいんしゃ}として、女性が活躍できる機会をさらに拡充することがたいへん重要です。

女性がいきいきと働くことで地域経済の活性化につながるように、女性の就業（再就職、キャリアアップ、起業など）への支援が求められています。

男性の家庭・地域参画の促進

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けては、特に、男性が仕事以外の家庭生活や地域活動に積極的に関わり責任を果たしていくことが不可欠です。そこで、男性が家事、育児、介護、地域活動等に主体的に取り組むことができるように、家事等の能力向上の支援、長時間労働の抑制などによる働き方の見直しや社会的な意識の醸成等の環境づくりが重要です。

男性の家庭・地域参画が推進されることで、家族間で家事、育児、介護等を分かち合い、責任を担うようになり、ワーク・ライフ・バランスへの一歩となるばかりでなく、女性の社会での活躍推進につながります。

基本施策の方向性

経済的基盤を得るための「働く」ことに限らず、家庭内での家事、育児、介護や、地域コミュニティ活動、ボランティア活動などを含めて「はたらく」こととしてとらえ、はたらくたい人が、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮し、はたらくことができる社会づくりを推進します。

基本施策① はたらく場における男女平等参画の推進

職場、家庭、地域コミュニティでのはたらくについて、性別で役割を決めるのではなく、互いを尊重し役割を分担しあえるように、はたらく場での男女平等参画に取り組みます。

基本施策② ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスは、働いている人だけでなく、事業者、地域社会にも関わる重要な課題です。ワーク・ライフ・バランスの実現に向け環境づくりに取り組みます。

基本施策③ 女性の就業支援

働きたいと希望する女性が、家事、育児、介護等により働けないということがないように、環境の整備を図るとともに、女性の就業支援に取り組みます。

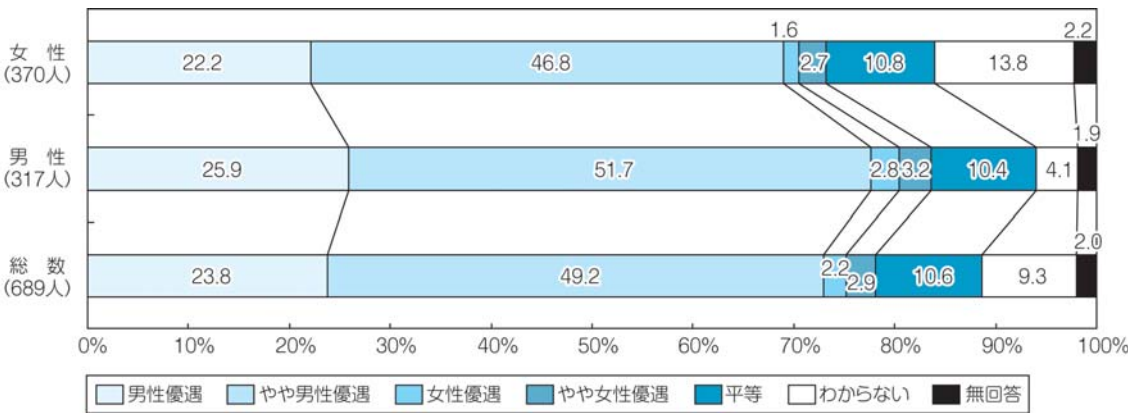
基本施策① はたらく場における男女平等参画の推進

●現状と課題

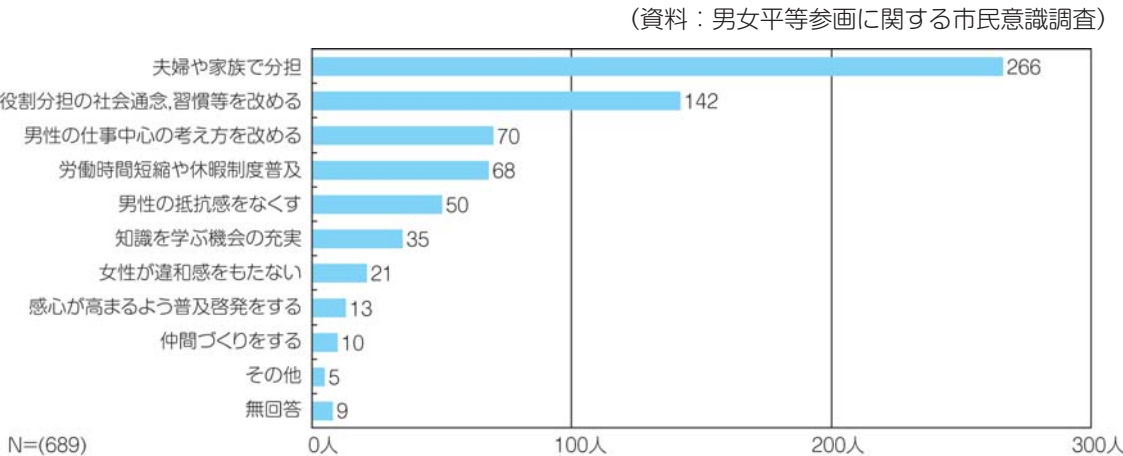
男女平等参画に関する市民意識調査によると、職場における男女の地位については、未だ不平等感が強く7割を超える市民が「男性優遇」と答えており、「平等」はほぼ1割にとどまっています。また、回答者の半数以上が賃金、昇進、昇格において男性が優遇されていると答えています。こうしたことから、職場における男女の格差を解消するための取組の推進が必要です。

職場以外にも、家庭では家事、育児、介護など、地域コミュニティでは町内会活動やボランティア活動など、多くの「はたらく」ことがあります。市民意識調査によると、男性が女性とともに家事、育児、介護、地域活動に積極的に関わっていくために必要なこととして「家事や子育てなどを、夫婦や家族間で分担する」が最も多い回答でした。やはり、家庭や地域コミュニティでののはたらきについても、性別で役割を決めるのではなく、互いを尊重しあい役割を分担することが大切です。

図ー１ 職場における男女の地位の平等感 (資料：男女平等参画に関する市民意識調査)



図ー２ 男性が家事、育児、介護、地域活動に積極的に参加するために必要なこと (資料：男女平等参画に関する市民意識調査)



第3章 施策の展開

Ⅱ 生涯を通じて、いきいきとはたらくことができるまちの実現

● 目標指標

- ・ 職場における男女平等意識について「平等」と感じている市民の割合

現況（2013年度）10.6% → 目標値（2019年度）30%

- ・ 男女雇用機会均等法について知っている市民の割合

現況（2013年度）46.8% → 目標値（2019年度）85%

● 市民・事業者・市の役割と主な取組

■ 市民の役割

- ・ はたらくことについて、性別により仕事や役割を決めつけることなく、互いの個性や能力が十分に発揮できるように、助け支えあいましょう。

■ 事業者の役割

- ・ 多様な人材をいかにしながら、一人一人が働きやすく能力を十分に発揮することができる環境づくりに取り組みましょう。
- ・ 男女雇用機会均等法等の法令及び制度等を守り、性別にとらわれることなく募集、採用、配置、昇進等を行いましょう。

■ 市の役割

- ・ 職場だけでなく家庭や地域コミュニティにおいても、性別に関わりなくはたらきやすく、役割と責任を分かちあうことのできる環境づくりを推進します。
- ・ 家庭において、家事、育児、介護等を分担し、役割と責任を分かちあうことができるように支援に取り組みます。

第3章 施策の展開

Ⅱ 生涯を通じて、いきいきとはたらくことができるまちの実現

【主な取組】

	主 な 取 組	具体的事業	事業主体
1	男女の均等な雇用機会と待遇確保等の促進	男女雇用機会均等法，労働基準法，育児・介護休業法等の普及・啓発	市
		労働条件等に関する情報提供や相談体制の充実	市
		事業所の男女平等参画に関する取組状況の調査	市，関係機関
2	自営業における男女平等参画の推進	農業・商業における男女平等参画の普及・啓発	市，事業者，関係機関
		家族経営協定の促進	市，市民，関係機関
		女性農業士の育成と支援	市，関係機関
3	家事・育児・介護等への男女平等参画	「お父さんのための子育て手帳」の作成と配布	市
		男女ともに長時間労働の削減を目指した意識・環境づくりの促進	市，市民，事業者
		育児相談等の実施	市
		男性対象の家事・育児・介護に関する学習の促進	市，市民，各種団体

第3章 施策の展開

Ⅱ 生涯を通じて、いきいきとはたらくことができるまちの実現

基本施策② ワーク・ライフ・バランスの推進

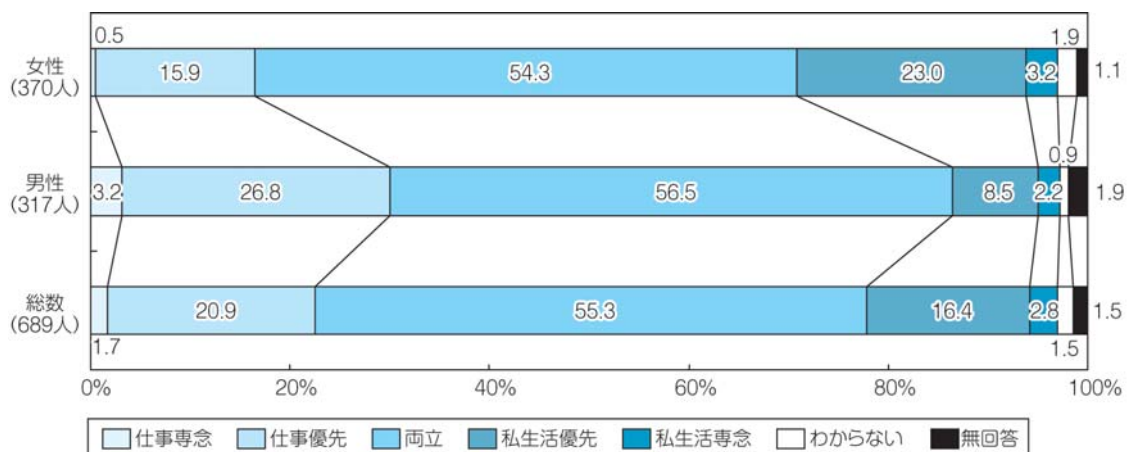
●現状と課題

男女平等参画に関する市民意識調査によると、普段の生活を「仕事」と「私生活」に分けた場合、半数を超える市民が、仕事と私生活の両立が理想であると考えているのに対して、実際に両立させているのは1割程度でした。また、実生活では、男性の6割が仕事に専念、仕事を優先しており、暮らしの中で仕事が大きな比重を占めていることがわかります。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て、介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるように、社会全体でワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を求めています。

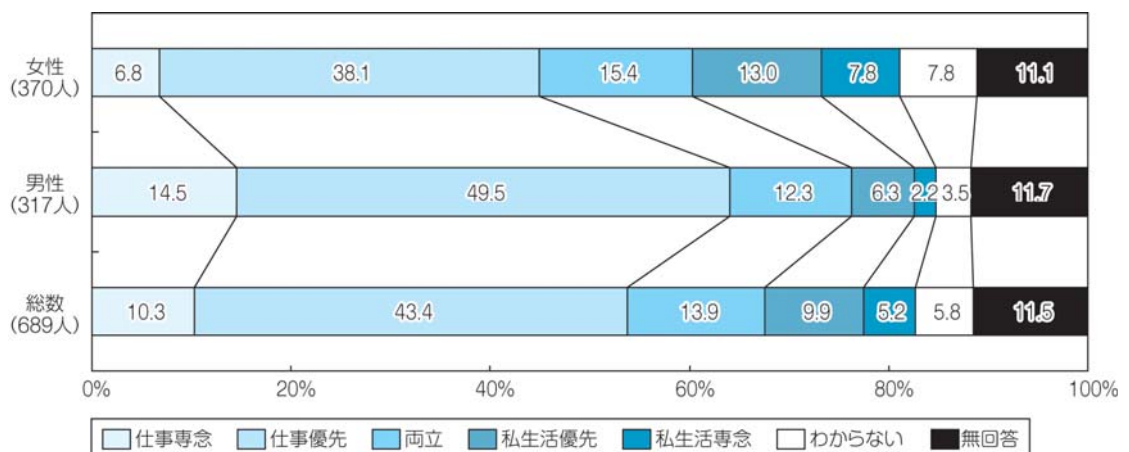
図ー1 「理想」の仕事と家庭のバランス

（資料：男女平等参画に関する市民意識調査）



図ー2 「実際」の仕事と家庭のバランス

（資料：男女平等参画に関する市民意識調査）





● 目標指標

・ワーク・ライフ・バランスについて知っている市民の割合

現況（2013年度）16.4% → 目標値（2019年度）42%

・ワーク・ライフ・バランスへの取組をおこなっている事業所の割合

現況（2013年度）16.1% → 目標値（2019年度）60%

・保育所待機児童数（10月1日現在）

現況（2012年度）220人 → 目標値（2017年度）待機児童ゼロ

● 市民・事業者・市の役割と主な取組

■ 市民の役割

・ワーク・ライフ・バランスについて正しく理解し、自分や家族のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組みましょう。

■ 事業者の役割

・従業員のワーク・ライフ・バランスを支援するために、職場の体制や雰囲気づくりに取り組みましょう。

■ 市の役割

・身近で重要な課題であるワーク・ライフ・バランスが、社会に浸透するように広報、周知を図るとともに、事業者への働きかけを行います。

・育児、介護を理由に離職することがないように、支援サービスの情報提供や相談体制の充実に努めるとともに、仕事と育児、介護の両立ができるように支援体制の充実を図ります。

第3章 施策の展開

Ⅱ 生涯を通じて、いきいきとはたらくことができるまちの実現

【主な取組】

	主 な 取 組	具 体 的 事 業	事 業 主 体
1	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援	ワーク・ライフ・バランスに関する学習の促進	市，市民，各種団体
		ワーク・ライフ・バランスに関する広報啓発及び情報提供	市，各種団体
		男女がいきいきと働く事業所のロールモデル（成功事例）の情報発信	市
		従業者等のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進	市，市民，事業者
		市の発注する公共工事等における競争入札参加登録業者への優遇措置の実施	市
		男女ともに長時間労働の削減を目指した意識・環境づくりの促進（再掲）	市，市民，事業者
		新規 男女の多様な働き方の普及・啓発	市
2	仕事と子育ての両立支援体制の充実	ファミリー・サポート・センター事業の推進	市，関係機関
		地域子育て支援拠点の充実	市，事業者，関係機関
		就学前教育・保育環境の整備充実	市，事業者
		各種保育サービスの充実（延長保育・休日保育等）	市，事業者
		一時預かり事業の充実	市，事業者，関係機関
		病児・病後児保育の充実	市，事業者，関係機関
		障害児保育の充実	市，事業者
		放課後児童健全育成事業の充実	市，事業者
		青少年相談事業の実施	市
		親子教室等の開催	市
		従業者等への育児休業制度の周知	市，事業者
		新規 子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の推進	市，市民，事業者，関係機関
3	仕事と介護の両立支援体制の充実	介護保険サービスの充実	市
		介護相談員の派遣	市
		地域包括支援センターによる相談・支援体制の充実	市
		家族介護への支援の充実	市
		従業者等への介護休業制度の周知	市，事業者

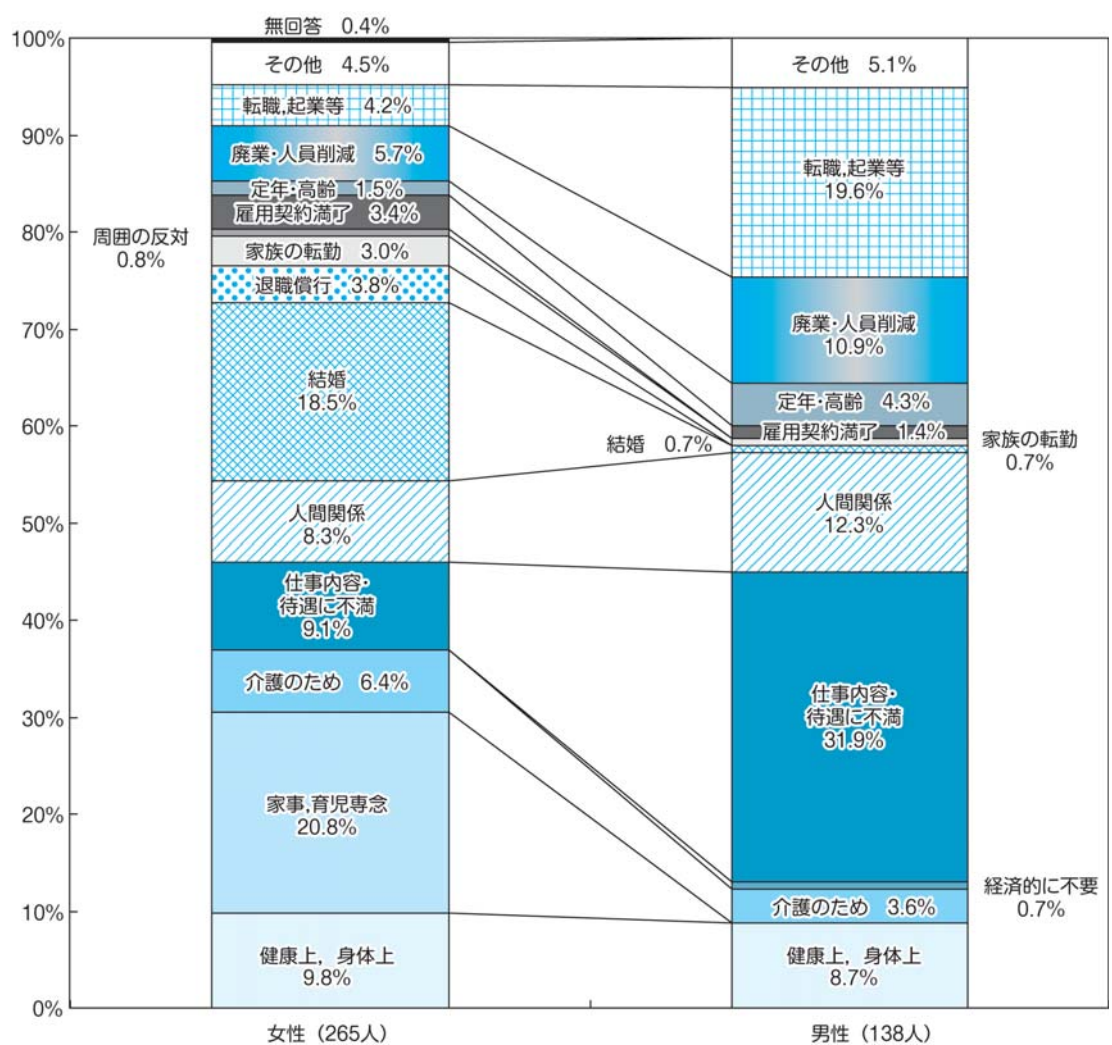
基本施策③ 女性の就業支援

●現状と課題

男女平等参画に関する市民意識調査によると、女性が仕事を辞めた理由については、最多が「家事、育児に専念」で、次いで「結婚」でした。また、女性が働きやすくするために必要なことについては、最多が「保育所や介護のための施設、サービスを充実する」でした。就業継続を希望する女性が、結婚、出産により家事、育児、介護に専念することを理由に離職することなく働き続けることができるように、就業環境の整備や保育・介護等の支援制度の充実が求められています。

また、出産、育児、介護などにより離職した女性の再就職への支援、専門的知識・資格の取得や職業能力の向上への支援、起業への支援など、働くことへのチャレンジを求める女性への支援の充実が求められています。

図ー１ 仕事を辞めた最大の理由について (資料：男女平等参画に関する市民意識調査)



第3章 施策の展開

Ⅱ 生涯を通じて、いきいきとはたらくことができるまちの実現

● 市民・事業者・市の役割と主な取組

■ 市民の役割

- ・女性の就業，キャリアアップへの理解を示しましょう。
- ・就業継続を希望する女性が結婚，出産，育児，介護等により離職しないように，働き続けることに理解を示し協力しましょう。

■ 事業者の役割

- ・意欲のある従業員に対して能力向上のための機会を提供するとともに，そうした研修等に参加しやすい職場の体制や雰囲気づくりに取り組みましょう。
- ・男女雇用機会均等法等の法令及び制度等を守り，性別にとらわれることなく募集，採用，配置，昇進等を行いましょう。
- ・就業継続を希望する女性が結婚，出産，育児，介護等により離職しないように，制度や環境づくりに取り組みましょう。

■ 市の役割

- ・就業継続を希望する女性が結婚，出産，育児，介護等により離職しないように，就業継続のための環境づくりを推進します。
- ・育児，介護等を理由に離職した女性が，再就職をすることができる環境づくりを促進します。
- ・起業やキャリアアップなど，さらなる活躍に向けてチャレンジする女性の支援に取り組みます。

【主な取組】

	主 な 取 組	具体的事業	事業主体
1	女性の再就職，キャリアアップ等への支援	女性の再就職に関する学習の促進	市，市民
		ハローワーク（職業安定所）等関係機関との連携	市，関係機関
		女性の就業継続及び再雇用に関する事業者等への啓発	市
		ひとり親家庭の親への就業支援	市
		女性の職業能力向上，キャリアアップ等に関する学習の促進	市，市民，事業者
		新規 働く女性のネットワークの拠点づくり	市，市民
		新規 女性の再就職に関するロールモデルの情報発信	市
2	女性の起業への支援	女性対象の起業に関する学習の促進	市，市民，関係機関
		新規 女性起業家のネットワークづくり	市，市民
		新規 女性の経営参画・起業に関するロールモデルの情報発信	市



Ⅲ あらゆる分野で力をあわせ、みんなでともしつくるまちの実現

基本施策に共通する重要な視点

基本施策の推進にあたっては、次の視点を踏まえながら具体的事業に取り組みます。

市民協働による男女平等参画

男女平等参画社会の実現に向けては、行政だけではなく市民、事業者との協働により、多様な価値観や意見を尊重しながら、社会全体で取り組む必要があります。

そうした中で、市民が自主的・自発的に行う市民組織の果たす役割が重要なことから、男女平等参画の視点を活動の趣旨に取り入れているNPO・NGOの増加が必要です。

国際協調を踏まえた男女平等参画

2014（平成26）年版「ジェンダー・ギャップ指数」において、日本は142か国のうち104位と低い順位でした。特に、管理職や政治家に占める女性の割合が低いことが影響しています。

また、日本の男性が家事や育児に費やす時間は、国際的に見て少ない水準です。

そうしたことから、先進の世界各国のロールモデルを参考にしながら、本市の状況に合わせた男女平等参画の推進が重要です。

基本施策の方向性

男女平等参画社会の実現に向けて、誰もが性別に関わりなく、社会のあらゆる分野において、その個性と能力を発揮し、主体的に参画することができる社会づくりを推進します。

基本施策① 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

政治、経済、社会などの多くの分野で、政策・方針決定過程に参画している女性の比率が低いことから、そうした場への女性の参画の促進に取り組みます。

基本施策② 魅力・活力あるまちづくりへの男女平等参画の推進

誰もが安心して暮らせる地域社会を形成するために、あらゆる分野で男女平等参画を推進し、多様な価値観や意見を取り入れながら魅力と活力のあるまちづくりに取り組みます。

基本施策③ 市民ネットワークの充実

取り組むべき分野が広範で多岐にわたっていることから、市民・事業者・行政がこれまで以上に連携を深め、協働により様々な課題の克服に取り組みます。

第3章 施策の展開

Ⅲ あらゆる分野で力をあわせ、みんなでもにつくるまちの実現

基本施策① 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

●現状と課題

男女平等参画社会の実現に向けては、行政、事業者、市民組織等における組織運営及び事業活動等についての政策・方針を決定する過程において、企画・立案の段階から男女が平等な立場に関わり、政策・方針に多様な発想や意見を反映させることがたいへん重要です。行政だけでなく事業者や市民の活動においても、政策・方針決定過程へのさらなる女性の参画を促進するために環境、制度の整備を進めるとともに、人材の掘り起し及び能力向上に取り組む必要があります。

また、市内事業者や市役所等においては、管理職に占める女性の割合が1割程度と低くなっていることから、女性の管理職への登用を積極的に促進する必要があります。

本市では、法律や条例に基づいて設置されている委員会・審議会等における女性委員の割合が、2004（平成16）年1月には27.3%でしたが、前基本計画等での取組により、2014（平成26）年1月には30.2%に達しました。徐々に女性委員が増加しましたが、依然低い割合であることから、さらなる女性委員の増加に取り組みます。

【参考】 各分野での役職等に占める女性の割合

項 目	2014年度
市立幼小中学校の学校長、副校長・教頭に占める女性の割合	17.4%
市立幼小中学校のPTA会長に占める女性の割合	41.2%
市内自治会長に占める女性の割合	9.8%

●目標指標

・審議会等における女性委員の割合

現況（2014年度）30.2% → 目標値（2019年度）35%

・女性委員がいる審議会等の割合

現況（2014年度）86.0% → 目標値（2019年度）100%

・市職員の管理職における女性職員の割合

現況（2014年度）11.7% → 目標値（2019年度）20%

・市内事業者での管理職（課長相当以上）における女性の割合

現況（2013年度）10.0% → 目標値（2019年度）20%



● 市民・事業者・市の役割と主な取組

■ 市民の役割

- ・性別に関わりなく政策・方針決定過程へ積極的に参画する意識を持ちましょう。
- ・男女がともに行う住民自治組織や市民組織等の活動では、性別に関わりなく方針決定過程に参画しましょう。

■ 事業者の役割

- ・性別に関わりなく個人の意欲と能力に応じて、方針決定過程への参画及び管理職への登用を推進しましょう。

■ 市の役割

- ・政策・方針決定過程にさらなる女性の参画が図られるように、審議会等の委員や市管理職への女性の登用を推進します。
- ・女性の人材が有効に活用されるように、「女性人材バンク」の利用促進を図ります。

【主な取組】

	主 な 取 組	具体的事業	事業主体
1	政策・方針決定の場への女性の登用	事業者及び農業関係機関等の管理職への女性の積極的な登用に関する啓発	市
		審議会等への女性の積極的な登用	市
		管理職等への女性の登用の促進	市，事業者，関係機関
2	女性の人材の活用	女性人材バンクの利用促進	市
		女性の人材育成に関する学習の促進	市，市民，事業者，関係機関
		新規 女性の人材の掘り起しと情報収集と提供	市
		新規 理工系分野への女性の参画の促進	市，市民，関係機関
3	国際的協調の推進	男女平等参画に関する国際的動向・情報の収集と提供	市，各種団体

第3章 施策の展開

Ⅲ あらゆる分野で力をあわせ、みんなでもにつくるまちの実現

基本施策② 魅力・活力あるまちづくりへの男女平等参画の推進

●現状と課題

全国的に人口減少、少子化の流れが続く中で、魅力と活力のある地域社会を形成するためには、男女平等参画社会の実現がたいへん重要になっています。

地域での課題（少子高齢化の進行や単身世帯の増加などの変化に応じたまちづくり、自然環境の保全、文化・伝統の継承、観光振興等）をはじめ、福祉、医療、教育、防犯・防災など、あらゆる分野において、性別に関わりなくともに取り組むことで、女性も男性も誰もが出番と居場所が生まれ、まちづくりの一員となることで地域への愛着が育まれ、活力あるまちづくりを推進することができます。また、男女の一方だけでは得ることのできなかった新しい発想や成果が生まれ、地域のさらなる発展が期待できます。

●市民・事業者・市の役割と主な取組

■市民の役割

- ・男女がともに地域社会の一員として、男女平等参画の視点で、地域社会におけるあらゆる分野での活動に主体的に取り組みましょう。

■市の役割

- ・誰もが安心して暮らせる地域社会を形成するために、男女平等参画の視点により事業を推進します。
- ・地域の防災や防犯活動に女性の視点を取り入れ、誰もが安全・安心に暮らすことができるまちづくりを推進します。

【主な取組】

	主 な 取 組	具体的事業	事業主体
1	地域におけるさまざまな活動への男女平等参画	地域コミュニティ活動における男女平等参画の促進	市，市民，地域団体※3，各種団体
		自然環境保全分野における男女平等参画の促進	市，市民，各種団体
		観光分野等における男女平等参画の促進	市，市民，各種団体
		女性のスポーツ指導者の育成	市，関係機関
2	防災・防犯活動における男女平等参画の推進	防災（災害復興を含む）における男女平等参画の啓発	市
		地域防災活動への女性の参加促進	市，市民，地域団体
		防災体制及び計画等での政策方針決定過程（水戸市防災会議等）への女性の参画の推進	市
		〔新規〕新たな安全なまちづくり基本計画の推進における女性参画の推進	市

※3 地域団体…市民が主体的に組織し活動する地域コミュニティでの団体等

基本施策③ 市民ネットワークの充実

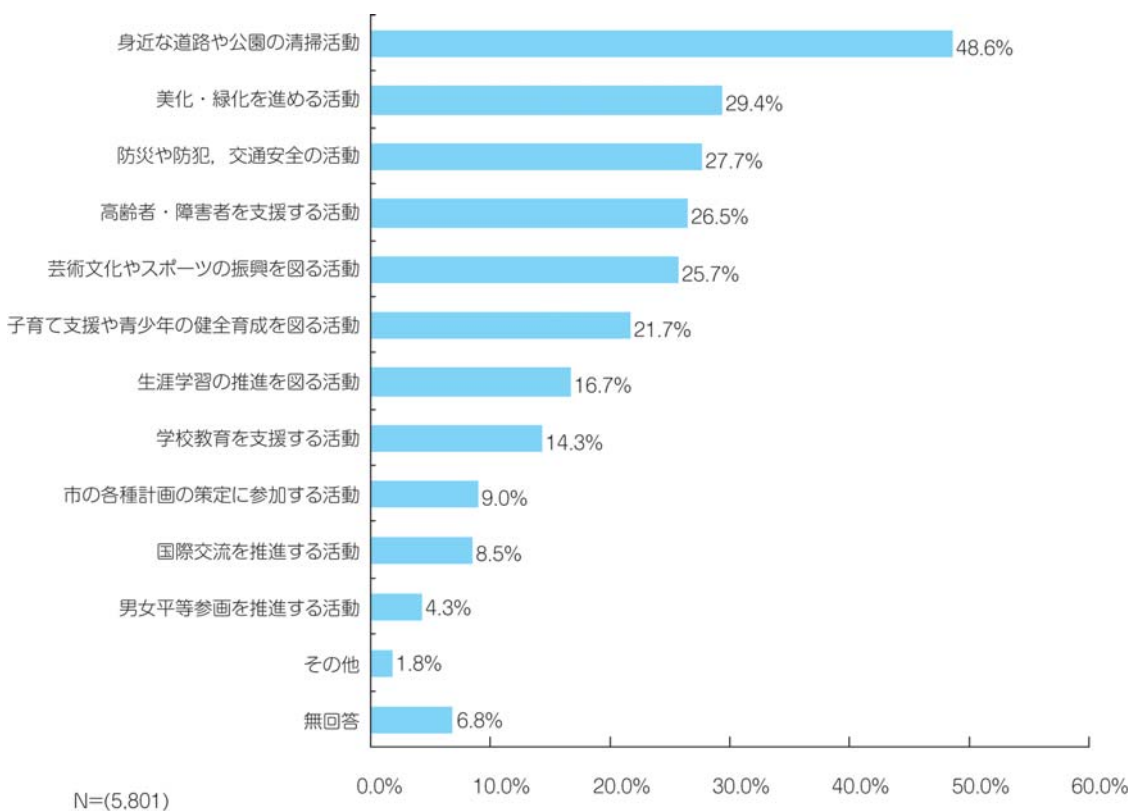
●現状と課題

男女平等参画社会の実現に向けては、取り組むべき分野が広範で多岐にわたっていることから、市民・事業者・行政がこれまで以上に連携を深め、協働により様々な課題を克服していかなければなりません。効果的な協働を果たすためには、相互理解と共通認識が必要であり、そのためには市民一人一人のネットワークが重要です。

「未来の水戸をつくる市民1万人アンケート」において、まちづくりや地域活動への参加意向をたずねたところ、男女平等参画を推進する活動への参加意向は4.3%と最も低い結果でした。

そこで、市民の男女平等参画を推進する活動への参加意欲を高めるために、拠点施設「水戸市男女平等参画センター」の事業のさらなる充実と、現在活動している市民組織への支援及び組織同士の交流を図りながら、新たな市民組織づくりを促進する必要があります。

図ー1 まちづくりや地域活動への参加意向 (資料：未来の水戸をつくる市民1万人アンケート)



第3章 施策の展開

Ⅲ あらゆる分野で力をあわせ、みんなでもにつくるまちの実現

● 目標指標

- ・ 男女平等参画センター登録団体数

現況（2013年度）12団体 → 目標値（2019年度）17団体

- ・ 男女平等参画センター利用者数

現況 参考値（勤労青少年ホーム及び勤労女性センター2013年度実績）
43,303人 → 目標値（2019年度）63,000人

● 市民・事業者・市の役割と主な取組

■ 市民の役割

- ・ 男女平等参画を推進する市民活動への関心と理解を深めましょう。
- ・ 市民団体の組織運営に、男女平等参画の視点を取り入れましょう。

■ 市の役割

- ・ 男女平等参画の実現に向けては、市民協働により取り組み、行政と市民の円滑な協働を促進するために、市民組織との連携の強化や育成、支援等を行います。
- ・ 情報発信や交流の場としての機能を充実させるなど、男女平等参画センターの拠点性をさらに強化し、事業の一層の促進を図ります。

【主な取組】

	主 な 取 組	具体的事業	事業主体
1	関係団体等の交流と連携	関係団体のネットワーク活動への支援	市
		男女平等参画に関する市民組織等の活動及び設立への支援	市
		男女平等参画に関する市民組織等との協働事業の実施	市、各種団体
2	男女平等参画センターの機能の充実	男女平等参画センターの利用者・登録団体の増加へ向けた取組	市
		男女平等参画センターを拠点施設とした市民組織等への支援の強化	市
		新規 男女平等参画センターを拠点施設とした市民交流の促進と情報発信の強化	市

目標指標一覧

男女平等参画推進のため、達成に向けて取り組む目標を設定しています。

目 標 指 標	指 標 設 定 の ね ら い	現況値 2013年度	目標値 2019年度
I 多様性を認めあい、互いの人権が尊重されるまちの実現			
社会全体における男女平等意識について「平等」と感じている市民の割合	基本計画に基づき、あらゆる分野で取組を推進し、男女平等参画社会の実現を目指す。	20.5%	30%
水戸市男女平等参画基本条例について知っている市民の割合	条例の普及・啓発に取り組み、条例への理解と関心を深め男女平等参画社会の実現を目指す。	9.5%	44%
男女平等参画に関する講座等の参加者数	男女平等参画に関する講座や講演会などの内容の充実等を図り、男女平等参画に対する意識の高揚を目指す。	1,199人	1,450人
市のDV相談窓口を知っている市民の割合	身近な相談窓口としての認知度の向上を図り、DV被害者の支援とDVの根絶を目指す。	35.7%	50%
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律を知っている市民の割合	暴力による人権侵害の根絶への意識を共有するために、法律の普及・啓発に取り組み、DVの根絶を目指す。	25.4%	73%
市内事業者でのセクシュアル・ハラスメント防止方針と相談窓口を設置している割合	セクシュアル・ハラスメント防止対策の普及・啓発に取り組み、そうした人権侵害のない職場環境づくりを目指す。	63.2%	80%
20歳以上の女性を対象にした子宮がん検診の受診者数	女性特有のがん検診の普及・啓発と受診奨励に取り組み、疾病の早期発見、早期治療を目指す。	5,108人	6,400人
30歳以上の女性を対象にした乳がん検診の受診者数	女性特有のがん検診の普及・啓発と受診奨励に取り組み、疾病の早期発見、早期治療を目指す。	4,490人	5,000人
50歳以上の男性を対象にした前立腺がん検診の受診者数	男性特有のがん検診の普及・啓発と受診奨励に取り組み、疾病の早期発見、早期治療を目指す。	4,304人	5,700人
妊婦健康診査の受診者数	妊婦の健康診査により、健康状況を把握することで、適切な保健指導等を行い、健康で安心な妊娠、出産を目指す。	30,157人 (延人数)	対象者が すべて受診

目標指標一覧

目 標 指 標	指 標 設 定 の ね ら い	現況値 2013年度	目標値 2019年度
Ⅱ 生涯を通じて、いきいきとはたらくことができるまちの実現			
職場における男女平等意識について「平等」と感じている市民の割合	職場における男女の格差を解消するための取組を推進し、男女がともに働きやすい職場環境づくりを目指す。	10.6%	30%
男女雇用機会均等法について知っている市民の割合	法律の普及・啓発に取り組み、男女の均等な雇用機会と待遇の確保を目指す。	46.8%	85%
ワーク・ライフ・バランスについて知っている市民の割合	ワーク・ライフ・バランスの趣旨や意義等について普及・啓発に取り組み、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指す。	16.4%	42%
ワーク・ライフ・バランスへの取組を行っている事業所の割合	ワーク・ライフ・バランスの趣旨や意義等について普及・啓発に取り組み、ワーク・ライフ・バランスへの取り組む事業者の拡大を目指す。	16.1%	60%
保育所待機児童数（10月1日現在）	保育所待機児童について、潜在的ニーズも含めた解消を図り、子育てしながら働きやすい環境づくりを目指す。	220人 2012年度	待機児童ゼロ 2017年度
Ⅲ あらゆる分野で力をあわせ、みんなでともにつくるまちの実現			
審議会等における女性委員の割合	審議会等における女性委員の割合を拡大し、政策決定過程や地域社会等における男女平等参画の一層の推進を目指す。	30.2%	35%
女性委員がいる審議会等の割合	審議会等で女性の参画を推進し、政策決定過程や地域社会等における男女平等参画の一層の推進を目指す。	86.0%	100%
市職員の管理職における女性職員の割合	管理職における女性の割合を拡大し、行政運営の政策・方針決定過程における男女平等参画の一層の推進を目指す。	11.7% 2014年度	20%
市内事業所での管理職（課長相当以上）における女性の割合	管理職における女性の割合を拡大し、政策・方針決定過程における男女平等参画の一層の推進を目指す。	10.0%	20%
男女平等参画センター登録団体数	男女平等参画に取り組む市民組織の増加に取り組み、市民ネットワークの構築を図り、市民の意識の醸成を目指す。	12団体	17団体
男女平等参画センター利用者数	男女平等参画センターの機能等の充実により、利用者の増加を図り、市民の意識の醸成を目指す。	43,303人	63,000人